

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第5号）

令和元年12月13日（金）
午前10時 開 議

第1. 請願・陳情の審査報告

1 請願第2号 道路拡張に関する請願

1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願

1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情

第2. 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

第3. 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第4. 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第5. 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

第6. 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

第7. 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

第8. 発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について

第9. 発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について

第10. 発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出について

第11. 閉会中の継続審査の申出について

第12. 閉会中の継続調査の申出について

第13. 閉会中の議員の派遣について

議 案 目 次 (追 加)

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議

28. 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
29. 発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について
30. 発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について
31. 発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出について
32. 閉会中の継続審査の申出について
33. 閉会中の継続調査の申出について
34. 閉会中の議員の派遣について

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会産業建設常任委員会
委員長 山崎道夫

請願審査報告書

本委員会が、令和元年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○1 請願第2号：道路拡張に関する請願

請願者 矢巾町大字白沢第10地割34番地
白沢住民自治会
会長 廣田 清

紹介議員 村松 信一
吉田 喜博

2 委員会開催年月日

令和元年10月24日（木）

3 出席委員

山崎道夫	水本淳一	谷上知子
藤原梅昭	長谷川和男	高橋七郎

4 審査経過

令和元年10月24日午後2時より委員全員出席のもと、1請願第2号について、参考人として白沢住民自治会長である廣田清氏ほか3名の出席を求めて、趣旨説明を受けながら現地調査を実施した。その後、役場4階第1・第2委員会室において、請願内容の協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

1請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

町道羽毛・蓬田線は県道不動矢巾停車場線に接続しており、町道馬場線と合わせた請願路線は、紫波町から盛岡市方面へ向かう道路として交通量の多い路線である。岩手医科大学附属病院の開院等に伴い、多方面へ向かうアクセス道路として、今後さらに交通量が増加することが見込まれる。

請願場所である町道羽毛・蓬田線の一部区間は、道路の幅員が約5.3mと狭く、カーブで見通しも悪いため、対向車や歩行者を確認しづらい状況となっている。防犯灯が設置されているものの老朽化が進んでおり、夜間は一層危険性が高くなるものと予想される。また、この路線は、地域住民の生活道路であり、不動小学校や矢巾中学校の通学路となっている。県道不動矢巾停車場線との交差点においては、交通量が多いが横断歩道が設置されておらず、歩行者がなかなか渡れない状況となっている。

町道馬場線に接続する交差点までの町道羽毛・蓬田線について、道路北側にU字溝が設置されている。危険箇所であるカーブ地点の幅員は、U字溝まで含めた場合、現在より約1.3m広い約6.6mとなる。U字溝を道路と同じ高さに整備し蓋を付けるなど、道路拡幅に向けた整備が望まれる。

交通事故の未然防止、さらには児童生徒など地域住民の安全安心な環境の確保を図るため、道路拡幅や歩道設置などの整備が必要である。

なお、請願事項に含まれていないが、現地調査を実施した際、請願場所の南側に位置する馬場橋についても協議した。橋の幅員は約5.0mと非常に狭く、車両が対面通行する場合は一方が橋の手前で待機し、譲り合いながら通行している状況であった。交通安全を確保するため、馬場橋についても拡幅整備が必要であると判断した。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきものと決定した。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会総務常任委員会
委員長 高橋安子

請願審査報告書

本委員会が、令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○1 請願第3号：「気候非常事態宣言」を求める請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢上谷地2番地1
グローバル気候マーチIN岩手
代表 高橋望実

紹介議員 谷上知子
藤原梅昭
川村よし子

2 委員会開催年月日

令和元年12月4日(水)

3 出席委員

高橋安子 昆秀一 藤原信悦
小笠原佳子 小川文子

4 審査経過

令和元年12月4日 午前10時30分から、委員5名出席のもと、1請願第3号について、参考人として グローバル気候マーチ I N岩手 代表 高橋望実氏の出席を求めて、紹介議員立会いの下、趣旨説明を受け、協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

1請願第3号については、採択すべきものと決定した。

6 審査意見

温室効果ガス等の排出量の増加による異常気象で、ここ数年集中豪雨や猛暑、巨大台風による大きな被害が発生し、全国で甚大な被害が出ている状況である。今年の台風19号をはじめとする突然の豪雨や暴風により、農作物への被害や住居にも被害が出ており、本町でも災害への防災に力を入れている状況である。

このことから、「気候非常事態宣言」を出すことにより、子どもから高齢者まで、すべての町民に周知徹底し、地球規模で起こっている環境問題を意識し、その対策について取り組むことは大変重要と考える。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきものと決定した。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 赤丸秀雄

陳情審査報告書

本委員会が、令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○1 陳情第9号：私学教育を充実・発展させるための陳情

陳情者 盛岡市本町通三丁目18番32号 三和マンション101号
私学助成をすすめる岩手の会
会長 土屋直人

2 委員会開催年月日

令和元年12月9日（月）

3 出席委員

赤丸秀雄 川村よし子 吉田喜博
村松信一 廣田清実 廣田光男

4 審査経過

令和元年12月9日午後3時38分より、委員全員出席のもと、1陳情第9号について協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

1 陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

私学と公立の学費格差は依然として大きく、私立高校は、授業料に加えて高額な施設設備費、教育維持費等があり、現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければなりません。

少子化進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけ、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であります。

以上のことから、本陳情の主旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会予算決算常任委員会
委員長 廣田清実

予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

本常任委員会は、令和元年12月3日付けで付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度矢巾町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,685,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月13日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,151,158	442	1,151,600
	2 基金繰入金	1,135,300	442	1,135,742
補正されなかった款項にかかる金額		11,534,119		11,534,119
歳入合計		12,685,277	442	12,685,719

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		138,496	△ 9	138,487
	1 議 会 費	138,496	△ 9	138,487
2 総 務 費		2,380,823	459	2,381,282
	1 総 務 管 理 費	2,125,254	△ 210	2,125,044
	2 徴 税 費	148,051	576	148,627
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	51,900	45	51,945
	4 選 挙 費	45,705	75	45,780
	5 統 計 調 査 費	8,536	△ 27	8,509
3 民 生 費		3,730,933	283	3,731,216
	1 社 会 福 祉 費	1,752,681	95	1,752,776
	2 児 童 福 祉 費	1,978,252	188	1,978,440
4 衛 生 費		830,321	5	830,326
	1 保 健 衛 生 費	323,566	24	323,590
	2 環 境 衛 生 費	506,755	△ 19	506,736
5 労 働 費		25,745	△ 34	25,711
	1 労 働 諸 費	25,745	△ 34	25,711
6 農 林 水 産 業 費		746,112	40	746,152
	1 農 業 費	735,356	40	735,396
7 商 工 費		91,714	△ 27	91,687
	1 商 工 費	91,714	△ 27	91,687
8 土 木 費		2,573,108	△ 216	2,572,892
	1 土 木 管 理 費	12,476	△ 34	12,442
	2 道 路 橋 梁 費	1,266,547	20	1,266,567
	4 都 市 計 画 費	1,164,919	△ 204	1,164,715
	5 住 宅 費	59,774	2	59,776

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		406,611	7	406,618
	1 消 防 費	406,611	7	406,618
10 教 育 費		898,803	△ 66	898,737
	1 教 育 総 務 費	127,468	36	127,504
	2 小 学 校 費	169,386	△ 5	169,381
	3 中 学 校 費	97,165	△ 8	97,157
	4 社 会 教 育 費	352,937	△ 37	352,900
	5 保 健 体 育 費	151,847	△ 52	151,795
補正されなかった款項にかかる金額		862,611		862,611
歳 出 合 計		12,685,277	442	12,685,719

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,657,394		3,657,394
2 地 方 譲 与 税	164,771		164,771
3 利 子 割 交 付 金	4,758		4,758
4 配 当 割 交 付 金	6,657		6,657
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170		6,170
6 地 方 消 費 税 交 付 金	579,102		579,102
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,276		15,276
8 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383		6,383
9 地 方 特 例 交 付 金	87,467		87,467
10 地 方 交 付 税	1,802,881		1,802,881
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317		4,317
12 分 担 金 及 び 負 担 金	75,305		75,305
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,145		76,145
14 国 庫 支 出 金	1,896,486		1,896,486
15 県 支 出 金	920,071		920,071
16 財 産 収 入	235,937		235,937
17 寄 附 金	433,512		433,512
18 繰 入 金	1,151,158	442	1,151,600
19 繰 越 金	481,181		481,181
20 諸 収 入	117,213		117,213
21 町 債	963,093		963,093
歳 入 合 計	12,685,277	442	12,685,719

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	138,496	△9	138,487				△9	
2 総務費	2,380,823	459	2,381,282				459	
3 民生費	3,730,933	283	3,731,216				283	
4 衛生費	830,321	5	830,326				5	
5 労働費	25,745	△34	25,711				△34	
6 農林水産業費	746,112	40	746,152				40	
7 商工費	91,714	△27	91,687				△27	
8 土木費	2,573,108	△216	2,572,892				△216	
9 消防費	406,611	7	406,618				7	
10 教育費	898,803	△66	898,737				△66	
11 災害復旧費	6,260		6,260					
12 公債費	847,350		847,350					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	12,685,277	442	12,685,719				442	

歳

入

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	985,662	442	986,104	1 財政調整基金繰入金	442	財政調整基金繰入金の増 442
計	1,135,300	442	1,135,742			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	138,496	△9	138,487				△9	3 職員手当等	35	◎議会運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△9
								4 共 済 費	△44		△9
計	138,496	△9	138,487				△9				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	435,875	△210	435,665				△210	2 給 料	270	◎一般管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△210
								3 職員手当等	△627		△210
								4 共 済 費	147		
計	2,125,254	△210	2,125,044				△210				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	88,271	576	88,847				576	3 職員手当等	96	◎税務総務事業の増 ○一般職員給与費の増	576
								4 共 済 費	480		576
計	148,051	576	148,627				576				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	51,900	45	51,945				45	3 職員手当等	25	◎戸籍住民基本台帳事業の増 ○一般職員給与費の増	45
								4 共 済 費	20		45
計	51,900	45	51,945				45				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1選挙管理 委員会費	7,239	75	7,314				75	3職員手当等	5	◎適正選挙推進事業の増 ○一般職員給与費の増	75 75
								4共済費	70		
計	45,705	75	45,780				75				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1統計調査 総務費	4,784	△27	4,757				△27	3職員手当等	5	◎統計調査総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△27 △27
								4共済費	△32		
計	8,536	△27	8,509				△27				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉 総務費	361,105	193	361,298				193	3職員手当等	96	◎社会福祉総務事業の増 ○一般職員給与費の増	135 135
								4共済費	97	◎国民健康保険運営事業の増 ○一般職員給与費の増	58 58
3老人福祉 費	657,210	△98	657,112				△98	3職員手当等	39	◎老人福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△53 △53
								4共済費	△137	◎介護保険運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△9 △9
										◎後期高齢者医療運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△36 △36
計	1,752,681	95	1,752,776				95				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	142,419	220	142,639				220	3職員手当等	44	◎児童福祉総務事業の増 ○一般職員給与費の増	220
								4共 済 費	176		220
3児童福祉 施設費	1,242,670	△32	1,242,638				△32	3職員手当等	90	◎町立保育園事業の減 ○一般職員給与費の減	△32
								4共 済 費	△122		△32
計	1,978,252	188	1,978,440				188				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	232,565	24	232,589				24	3職員手当等	61	◎保健衛生総務事業の増 ○一般職員給与費の増	24
								4共 済 費	△37		24
計	323,566	24	323,590				24				

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1環境衛生 総務費	490,946	△19	490,927				△19	3職員手当等	17	◎環境衛生事業の減 ○一般職員給与費の減	△19
								4共 済 費	△36		△19
計	506,755	△19	506,736				△19				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	25,745	△34	25,711				△34	3職員手当等	6	◎就労者支援事業の減 ○一般職員給与費の減	△34
								4共 済 費	△40		△34
計	25,745	△34	25,711				△34				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	31,626	△6	31,620				△6	3 職員手当等	27	◎農業委員会総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△6
								4 共済費	△33		△6
2 農業総務費	64,263	80	64,343				80	3 職員手当等	47	◎農政対策事業の増 ○一般職員給与費の増	80
								4 共済費	33		80
8 ダム管理費	14,189	△34	14,155				△34	3 職員手当等	5	◎ダム維持管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△34
								4 共済費	△39		△34
計	735,356	40	735,396				40				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	35,831	△27	35,804				△27	3 職員手当等	40	◎商工総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△27
								4 共済費	△67		△27
計	91,714	△27	91,687				△27				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	12,476	△34	12,442				△34	3 職員手当等	11	◎土木総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△34
								4 共済費	△45		△34
計	12,476	△34	12,442				△34				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1道路橋梁 総務費	72,896	20	72,916				20	3職員手当等	23	◎道路橋梁総務事業の増 ○一般職員給与費の増	20
								4共 済 費	△3		20
計	1,266,547	20	1,266,567				20				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画 総務費	56,895	△204	56,691				△204	3職員手当等	△104	◎都市計画総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△204
								4共 済 費	△100		△204
計	1,164,919	△204	1,164,715				△204				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理 費	59,774	2	59,776				2	3職員手当等	5	◎住宅管理事業の増 ○一般職員給与費の増	2
								4共 済 費	△3		2
計	59,774	2	59,776				2				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2非常備消 防費	72,517	7	72,524				7	3職員手当等	28	◎非常備消防事業の増 ○一般職員給与費の増	7
								4共 済 費	△21		7
計	406,611	7	406,618				7				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	63,535	36	63,571				36	3職員手当等	50	◎教育委員会事務局運営事業の増 ○一般職員給与費の増	36
								4共 済 費	△14		36
計	127,468	36	127,504				36				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	112,674	△5	112,669				△5	3 職員手当等 4 共済費	28 △33	◎小学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△5 △5
計	169,386	△5	169,381				△5				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	62,784	△8	62,776				△8	3 職員手当等 4 共済費	14 △22	◎中学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△8 △8
計	97,165	△8	97,157				△8				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	62,943	△57	62,886				△57	3 職員手当等 4 共済費	43 △100	◎社会教育振興事業の減 ○一般職員給与費の減	△57 △57
2 公民館費	105,588	20	105,608				20	3 職員手当等 4 共済費	15 5	◎矢巾町公民館事業の増 ○一般職員給与費の増	20 20
計	352,937	△37	352,900				△37				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3 学校給食費	103,892	△52	103,840				△52	3 職員手当等 4 共済費	48 △100	◎共同調理場管理運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△52 △52
計	151,847	△52	151,795				△52				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	167 【1】	(181, 222)	574, 564	340, 884	915, 448 (181, 222)	188, 341 (18, 720)	1, 103, 789 (199, 942)	退職手当負担金 113, 820 児童手当 8, 895
補正前	167 【1】	(181, 222)	574, 294	340, 712	915, 006 (181, 222)	188, 341 (18, 720)	1, 103, 347 (199, 942)	退職手当負担金 113, 820 児童手当 8, 895
比 較	0 【0】	(0)	270	172	442 (0)	0 (0)	442 (0)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は一般職非常勤職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	14, 118	8, 537	12, 707	131, 526	93, 086	9, 688	9, 384	480	555	60, 788	15	0
	補正前	14, 118	8, 537	12, 707	131, 741	92, 699	9, 688	9, 384	480	555	60, 788	15	0
	比 較	0	0	0	△215	387	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	270	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	270	人事評価に伴う調整分 270
職 員 手 当	172	制度改正による増減分		
		その他の増減分	172	人事評価に伴う調整分 172

発議案第7号

町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	山崎道夫
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	谷上知子
〃	〃	藤原梅昭
〃	〃	長谷川和男
〃	〃	高橋七郎

町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書

町道羽毛蓬田線や馬場橋等について、交通事故の未然防止と児童生徒の安全確保を図るため、道路及び橋梁の拡幅や歩道整備などを推進することを求めます。

【理由】

県道不動矢巾停車場線から町道羽毛蓬田線及び町道馬場線を経由し太田行政区へ向かう道路は、車両の交通量が多く、一部区間においては幅員が狭くカーブで見通しが悪い場所があります。冬期間は積雪のため、道路がより一層狭くなり、危険性が増すことが容易に予想されます。

この路線は、不動小学校や矢巾中学校の通学路であることから、児童生徒の交通安全を確保する必要があります。

また、この沿線にある馬場橋も幅員が狭く、車両が対面通行する場合は一方が橋の手前で待機し、譲り合いながら通行している状況となっております。

つきましては、交通事故の未然防止や、児童生徒の安全安心な環境を確保するため、道路及び橋梁の拡幅や歩道整備などを早期に取り組まれますよう、下記事項を要望します。

記

- 1 町道羽毛蓬田線について、町道馬場線に接続する交差点までの区間、道路の拡幅や歩道を整備するとともに、カーブで見通しが悪い場所に街路灯を設置し、交通安全の確保に向けて早期に取り組むこと。
- 2 町道羽毛蓬田線から県道不動矢巾停車場線に接続する交差点について、横断歩道を設置すること。
- 3 馬場橋について、歩行者の安全を確保しながら車両が対面通行できるよう、幅員を拡幅すること。

上記のとおり、意見書を提出する。

令和元年12月13日

矢巾町長 高橋昌造 様

矢巾町議会

議長 藤原由巳

発議案第8号

「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	高橋安子
賛成者	〃	昆秀一
	〃	藤原信悦
	〃	小川文子

「気候非常事態宣言」を求める意見書

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つと共に、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを目的とした「パリ協定」に署名しました。

すでに、産業革命前に比べて約1℃の気温上昇によって、世界各地で、山火事、洪水、熱波、海面上昇、干ばつなど異常な気候変動による災害が頻繁に起こり、多くの自然や人々が犠牲となっています。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの異常気象災害により痛ましい被害が次々と発生しています。先月の台風19号では岩手県においても2名の方が犠牲になる等、深刻な被害が出ています。

地球全体で産業革命前より気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があります。

については、このような実情を勘案し、下記事項に留意した「気候非常事態宣言」を行なうよう求めます。

記

1. 今後起こりうる気候変動による災害への防災を意識した町づくり。
2. 気候変動の非常事態に関する町民への周知啓発の徹底。
3. 2050年までに、町内で利用するエネルギーを、化石燃料から、太陽光や風力、地熱など、地域資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行出来るよう、民間企業などと連携した取り組みを加速させること。

上記のとおり、意見書を提出する。

令和元年12月13日

矢巾町長 高橋昌造様

矢巾町議会

議長 藤原由巳

「気候非常事態宣言」を求める意見書

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つと共に、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを目的とした「パリ協定」に署名しました。

すでに、産業革命前に比べて約1℃の気温上昇によって、世界各地で、山火事、洪水、熱波、海面上昇、干ばつなど異常な気候変動による災害が頻繁に起こり、多くの自然や人々が犠牲となっています。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの異常気象災害により痛ましい被害が次々と発生しています。先月の台風19号では岩手県においても2名の方が犠牲になる等、深刻な被害が出ています。

地球全体で産業革命前より気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があります。

については、このような実情を勘案し、下記事項に留意した「気候非常事態宣言」を行なうよう求めます。

記

1. 今後起こりうる気候変動による災害への防災を意識した県づくり。
2. 気候変動の非常事態に関する県民への周知啓発の徹底。
3. 2050年までに、県内で利用するエネルギーを、化石燃料から、太陽光や風力、地熱など、地域資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行出来るよう、民間企業などと連携した取り組みを加速させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

矢巾町議会

議長 藤 原 由 巳

発議案第9号

私学助成の充実についての意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	赤丸秀雄
賛成者	〃	川村よし子
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	村松信一
〃	〃	廣田清実
〃	〃	廣田光男

私学助成の充実についての意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が、公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年12月13日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿	
財務大臣	麻	生	太	郎	殿	
文部科学大臣	萩	生	田	光	一	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿	
衆議院議長	大	島	理	森	殿	
参議院議長	山	東	昭	子	殿	
岩手県知事	達	増	拓	也	殿	
県選出国會議員						
衆議院議員	階		猛		殿	
〃	鈴	木	俊	一	殿	
〃	小	沢	一	郎	殿	
〃	高	橋	比	奈	子	殿
〃	藤	原		崇	殿	
参議院議員	木	戸	口	英	司	殿
〃	横	澤	高	徳	殿	

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 藤原由巳

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 赤丸秀雄

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
陳情者 盛岡市盛岡駅前通15番19号
フコク生命ビル8階
岩手県保険医協会
会長 南部淑文

2 理 由

審査途中のため

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会運営委員会
委員長 村松信一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
本会議の会期日程等議会運営に関する事項
- 2 期 限
次期定例会まで

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会広報広聴常任委員会
委員長 水本淳一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
議会の広報に関する調査、編集及び発行に関する事項
- 2 期 限
次期定例会まで

令和元年12月13日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

第7次矢巾町総合計画後期基本計画
策定調査特別委員会
委員長 高橋七郎

閉会中の継続調査申出書

本特別委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に関する調査
- (2) その他、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に必要な事項に関する調査

2 期 限

次期定例会まで